

No.	区分	質問 (通所型サービス)	回答
1	総合事業デイサービス (相当サービス)	要支援1の対象者は総合事業デイサービス週1回程度の利用、事業対象者は総合事業デイサービス週2回程度利用できるという根拠を利用者にどう説明すればよいか。	事業対象者には要支援1相当の人、要支援2相当の人のどちらも含まれます。 このため、要支援2相当の人が事業対象者となり、週2回程度のサービス利用をする場合を想定して、週2回程度の単位を設定しています。 通所介護の報酬は包括報酬のため、要支援1の人がどの程度の頻度でサービスを利用するかは、介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるものと考えており、要支援1の人は一律に週1回の利用とするものではありません。
2	総合事業デイサービス (相当サービス)	要支援認定者と、非該当から事業対象者になった人はどちらも同じ総合事業デイサービスを利用できるのか。	総合事業デイサービスの利用対象者については、要支援認定者または要支援状態相当の事業対象者を想定しています。ケアマネジメントの結果、要支援状態相当と認められない場合は利用できません。 ケアマネジメントの結果、要支援状態相当の人は、同じ総合事業デイサービスをご利用いただけます。
3	総合事業デイサービス (相当サービス)	総合事業デイサービスについて、現在、要支援1の利用者が週2回利用する場合もあるが、事業対象者は週1回、週2回を希望すればどちらでも利用できるのか。	要支援者や事業対象者がどの程度の頻度でサービスを利用するかは、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数、利用時間の設定を行ってください。
4	総合事業デイサービス (相当サービス)	総合事業デイサービスにおいて、外出など施設外の活動は利用時間として認められるのか。	総合事業デイサービスの基準は、介護予防通所介護の基準の例によります。 (参考：指定居宅介護サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日付老企第25号)) 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件の両方を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができること。 イ あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。 ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
5	総合事業デイサービス (相当サービス)	総合事業デイサービス (総合事業) と介護予防通所リハビリテーション (予防給付) を併用してリハビリ機会を増やしたい。併用は可能か。	介護予防における通所リハビリテーション (デイケア) と通所介護の併用については、以下のとおり国が考え方を示しており、総合事業においても同様の考え方とします。 (参考：平成 18 年 4 月改訂関係Q&A Vol.1) 地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーション (デイケア) のいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していません。
6	総合事業デイサービス (相当サービス)	要支援2の人で、ケアプランでは週1回総合事業デイサービス (現行相当サービス) を利用予定であるが、行事等により不規則に利用希望があり、週2回利用した週もあった場合の料金はどうか。	月単位包括報酬の性格上、月の途中での支給区分の変更はできません。 そのため、このような場合はケアプランどおりの報酬単位で請求してください。 なお、翌月の支給区分については、利用者の状態等に応じた区分によるケアプランの変更を検討することも必要です。

No.	区分	質問 (通所型サービス)	回答
7	総合事業デイサービス (相当サービス)	要支援2の人で、ケアプランでは通所介護 (現行相当サービス) 週2回の予定であるが、月によっては利用が週1回になったり、週2回になったり変動される人がいた場合、その都度請求を変えることになるか。	結果として週1回程度の利用となった場合でも、ケアプランどおりの報酬単位で請求してください。
8	総合事業デイサービス (相当サービス)	要支援1の人が週1回の通所介護 (現行相当サービス) を休んだ時、次の週に2回利用するなどの融通を利かせた利用は可能か。可能な場合、報酬はどうなるのか。	利用者からの振替の希望があり、アセスメントにより必要性が認められる場合は、振替を行うことも可能です。 その場合、事業所との連絡調整を行い、変更内容をケアプラン等に記載してください。 また、報酬については、月単位包括報酬で、ケアプランどおりの報酬単位を請求してください。
9	総合事業デイサービス (相当サービス)	週2回のデイサービス利用が適切とされる利用者が、要支援1となる可能性がある場合、介護認定を受けないで事業対象者となり、週2回サービスを利用する考えは適切か。	ご承知のとおり、適切な利用回数等の設定は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえて行われます。要支援1の人が週1回しか使えないわけではありません。 なお、予防給付のサービスが必要ない場合には、要介護認定申請を行わず、基本チェックリストの実施により事業対象者となり、週2回サービスを利用することは制度上可能ですが、週2回利用するために要支援認定を取消し、総合事業対象者とすることは不適切であると考えます。
10	総合事業デイサービス (相当サービス)	総合事業デイサービス (現行の通所介護相当) を週1回程度利用する要支援2の利用者の場合に単位数 (1,697単位) を設定したのはなぜか。	介護予防通所介護では要支援区分ごとの報酬体系となっていますが、総合事業デイサービスでは週当たりの利用回数による報酬体系とし、「要支援2で週1回程度」の利用の場合は「要支援1で週1回程度」の単位数と同程度の「1,697単位」としました。 (参考：平成18年4月改訂関係Q&A Vol.1 問11) 介護予防通所介護の利用回数について、「要支援1については週1回程度、要支援2については週2回程度の利用が想定されることも、1つの参考となるのではないかと考える。」
11	運動型デイサービス (通所型サービスA)	呉市におけるA型の通所介護 (緩和した基準による通所サービス) は、どのようなものか。	呉市におけるA型の通所介護 (緩和した基準による通所サービス) は、市内のスポーツ施設で「楽しく体力づくり教室」として実施しています。週2回30分又は、週1回60分のサービス提供で、利用者個人負担は30分の場合は50円、60分の場合は100円となります。
12	運動型デイサービス (通所型サービスA)	A型の通所介護 (緩和した基準による通所サービス) で自宅付近 (自宅でない) への送迎は可能か。可能な場合、料金はどうか。	呉市におけるA型の通所介護 (緩和した基準による通所サービス) は、送迎を実施していません。
13	短期集中通所サービス (通所型サービスC)	短期集中通所サービスで自宅付近・自宅への送迎は可能か。可能な場合、料金はどうか。	短期集中通所サービスにおける送迎の有無は、実施事業所により異なります。 送迎を実施する場合の利用者負担はありません。 呉市が実施事業所に送迎に対する規定料金を支払います。

No.	区分	質問 (通所型サービス)	回答
14	短期集中通所サービス (通所型サービスC)	短期集中通所サービスと総合事業デイサービス及び運動型デイサービスの併用は可能か。	<p>運動型デイサービスとの併用はできません。</p> <p>総合事業デイサービスとの併用は基本的にはできませんが、病後の虚弱状態等により、自宅での入浴が困難な場合や本人の自立支援に向け効果的な支援ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に事前に相談してください。</p> <p>なお、自立した生活 (サービスからの卒業) を目指した短期間の目標を設定し、介護予防サービス計画に位置付けて利用してください。</p>
15	短期集中通所サービス (通所型サービスC)	地域のインフォーマルサービスの活用・導入のために、機能訓練指導員が短期集中通所サービスの利用者と一緒に、利用者が居住する地域の通いの場等の見学に同行することは可能か。	<p>短期集中通所サービス利用期間内に1回を上限として外出プログラムを利用し、通いの場等の見学に同行することができます。</p> <p>その場合は利用者に趣旨を説明し、納得の上でプログラムに位置づけ実施してください。</p> <p>呉市が実施事業所に外出プログラムに対する規定料金を支払います。</p>
16	短期集中通所サービス (通所型サービスC)	短期集中通所サービスによる運動器関連プログラムを実施する場合、主治医の許可は必要か。	<p>他の居宅サービスを開始する時と同様に、サービス担当者会議を開催し介護予防サービス計画に位置付けて利用するサービスであるため、サービス担当者として主治医に意見を求める必要があります。</p> <p>また、計画担当者は、ケアマネジメント及びサービス担当者会議の結果、運動器機能向上プログラム及び複合プログラムを導入する必要があると判断した場合は、運動器関連プログラム参加希望確認書によって状況を把握し、医師の意見書が必要な項目に該当した場合は、呉市に提出する必要があります。</p> <p>呉市では、提出された確認書をもとに主治医に介護予防事業参加に関する意見書を求めます。</p> <p>(参考：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインQ & A (平成28年9月30日版))</p>
17	短期集中通所サービス	短期集中通所サービスと短期集中訪問サービスの併用は可能か。	<p>短期集中サービスを組み合わせることにより、効果的な支援ができると判断される場合には併用することが可能です。</p>